

第44回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成19年6月4日(月)

開会 午後1時30分

会議に出席した議員(19名)

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	綿貫	祥一	4番	豊岡市	稲垣	のり子
5番	豊岡市	伊賀	央	6番	豊岡市	岡谷	邦人
7番	新温泉町	岡本	和雄	8番	新温泉町	小林	一義
9番	豊岡市	門間	雄司	10番	豊岡市	椿野	仁司
11番	豊岡市	福田	嗣久	12番	豊岡市	古池	信幸
13番	新温泉町	田中	要	14番	新温泉町	宮脇	諭
15番	香美町	後垣	晶一	16番	香美町	柴田	幸一郎
17番	豊岡市	升田	勝義	18番	豊岡市	森井	幸子
19番	豊岡市	青山	憲司				

会議に出席しなかった議員(なし)

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 中村裕

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
副管理者兼総務課長	瀬崎 彊
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	原 重喜

構成町長

香美町長	藤原久嗣
新温泉副町長	脇本松夫

議事日程

- 第1 上郷区要望書について
- 第2 その他

議事順序

- 1.開 会
- 2.上郷区要望書について
- 3.その他
- 4.閉 会

開会 午後1時30分

議長（青山憲司） ご苦労さまです。本日、第44回北但行政事務組合議会議員協議会をご案内いたしましたところ、大変急な開催にもかかわらずご参集いただきましたことに、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいまから第44回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、新たに北但行政事務組合議会議員になられました議員の議席は、次の本会議で指定するまで今座っていただいております席とし、長瀬幸夫議員は1番、山本賢司議員は2番、伊賀中央議員は5番、後垣晶一議員は15番、柴田幸一郎議員は16番といたします。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

12番古池信幸議員。

議会運営委員会委員長（古池信幸） 6月1日、議会運営委員会を開催いたしました。本日の議事運営につきましてご報告いたします。

本日の協議事項の質疑回数につきましては、組合議会会議規則に準じ、原則として同一議題に対し1人3回以内といたします。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力のほどお願いいたします。

議長（青山憲司） 以上、ご報告のとおりご了承願います。

それでは、議事日程第1、上郷区要望書について、当局より説明を求めます。

まず、管理者。

管理者（中貝宗治） 本日、第44回北但行政事務組合、組合議員協議会をお願いしましたところ、議員各位には、6月定例会中、また定例会前のお忙しい中にもかかわらず、おそろいでご参集を賜りましたこと、まことにありがとうございます。

さて、既にお届けいたしましたとおり、去る5月28日、上郷区から要望書が提出されました。このことについて構成市町長会で協議を行い、要望書に対する回答の方針を決定しました。本日はその内容をご報告し、議員各位の格別のご理解を賜りたいと存じます。

要望書はお手元に改めて配付しておりますとおり、上郷区長名をもって、本組合管理者あてに提出されました。その主な内容は、上郷区の通称奈良谷が広域ごみ・汚泥処理施設建設適地として選定されて以来、3年にわたって区内においてさまざまな議論を行ってきた。本組合から、ことしの夏には生活環境影響調査に着手したいので、その調査受け入れの同意を求められている。しかし、これまでの区内の議論や奈良谷の立地条件を踏まえると、集落内から直接施設が見えること、アクセス道路設置に伴う内水問題などから、区としては奈良谷よりもむしろ通称山谷の方が適当と考える。ついては、本組合には適地の場所をこの山谷に変更する余地はあるのかないのかを検討し、6月8日までに回答を求める。さらに、同区では、本組合からの回答に基づき、臨時総会において適

地を山谷か奈良谷かのいずれかを示して、区的意思を諮ることにするというものです。

そこでまず、山谷への変更の余地を検討すること自体の可否について検討いたしました。本組合は、一定の手続きを経て奈良谷を適地として選定したものであり、その後、他の地域で新たに候補地が推薦されたとしても、あくまで奈良谷での受け入れの可否について結論を得るのが基本です。

しかし、本組合は、奈良谷が存在する上郷区に対し、施設をいわば区の一員として受け入れていただくようお願いし、今日まで3年間、区側との話し合いを続けてきました。そして、その上郷区から区としては山谷の方が適当であるとして、変更の可能性について検討するよう要望書が提出されたところです。したがって、そのことを十二分に踏まえる中、同区から要望書が提出されたことを重く受けとめ、真摯に検討し、誠意を持って回答しなければならない責務があると判断した次第です。

次に、山谷の土地利用の状況について検討いたしました。適地の選定過程では、農業振興地域の農用地区域は除外して選定してきましたが、山谷は農業振興地域の農用地区域の中の採草放牧地並びに農業施設用地に指定されており、当初適地選定から外した場所でした。しかし、このたび上郷区から要望書が提出されたことを受けて、山谷で操業されている有限会社木下牧場様をお訪ねしたところ、交渉のテーブルに着いてもよいとの意思が示されました。

そこで、さらに進んで、山谷の適地性評価を行うこととし、平成15年度に上郷を選定した際の総合評価方式により、立地条件から見た施設建設の難易、建設工事費の評価、施設立地点から見た収集運搬効率について評価しました。その結果、山谷は奈良谷と総合的に比較しても遜色のない場所であるとの結論が得られましたので、本組合としては適地を変更する余地があるとの判断をしたところです。

この協議会后、上郷区にその旨、文書をもって回答したいと考えています。

以上で私の説明を終わり、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、お手元の資料をもとにご説明申し上げます。

まず、説明の前段といたしまして、資料についてご説明いたします。

少し前後いたしますが、1ページは上郷区から提出されました要望書の写しであります。

10ページをおめくりください。その場所の位置図です。下の円が適地の奈良谷であります。その上、すなわち北東に約500メートルの円が要望書で示されました山谷であります。また、中央を北に円山川が流れ、上郷区集落は2つの円の左側、円山川の右岸沿いにあります。また、そのほかの集落としましては、市谷区が変更地要望の右の谷に細長く位置しています。市谷から左岸下流沿いに中郷区、中筋地区がございます。また、左岸側は府市場など国府地区がございます。

次に、12ページですが、その山谷の現況の平面図でございます。谷の中央部に木下牧場の現況が記されています。

次に、11ページですが、これから総合評価表で検討するためにかいてみました概略の造成工事の図面ですが、この図は、平成15年度に適地選定を行いました際にもつくりました概略図と同じ条件で今回もつくっております。なお、今後実施予定の基本設計等で変更の可能性もございます。

次に、13ページですが、この地図は奈良谷、山谷から周辺等の距離的關係をあらわしています。そして、上の方の円は、現在、施設を設置しています豊岡市清掃センターから見た周辺等の距離的關係をあらわしております。

次に、14ページですが、山谷の付近の、現在、文献で周知されています遺跡の概略位置図であります。黒丸の印のところに遺跡のあるという場所でございます。

それでは、要望書に対します検討内容についてご説明いたします。

4、5ページをお開きください。この表は奈良谷と山谷の検討比較表ですが、山谷につきまして奈良谷と対比しながら検討したものであります。検討の方法としては、先ほど管理者が申し上げましたように、平成15年度に奈良谷を選定しましたときの方法で、適地選定総合評価表、この後資料が出てきてご説明申し上げますが、それに基づいて行ったものであります。この表をごらんいただきますと、左側の列には適地を選定します評価項目が50項目ございます。そして、その右なりに列として、まず適地の奈良谷、その横に要望地である山谷、そしてその隣に検討しました上での留意点を上げ、その隣の列に、評価等において問題のないものは除いておりますが、山谷について特に検討を要すべき課題について検討番号を1から7まで付して掲げています。

この検討事項等について、6ページをおめくりください、検討いたしましたものでございます。まず、1つ目の検討1ですが、土地利用の現状ですが、現在、木下牧場が経営をされています。しかし、このままでは適地とはなり得ませんが、木下様から、要望書を受けましたことから確認しました結果、交渉のテーブルに着いてもよいとの意思が示されていますので、適地としての条件をクリアできるものと考えています。

検討2の水道取水点は、豊岡市水道水源まで約800メートルの距離になります。しかしながら、既にこれまでに説明してまいりましたように、現在計画しております新施設は、現在稼働しております豊岡市清掃センターと同じくプラント排水は外部に放流しませんから、影響を与えるものではありません。しかしながら、心配をされます声を聞いておりますので、今後生活環境影響調査を実施する中で地下水調査を行い、客観的なデータをもとにしまして確認していきたいと考えています。

検討3、開発行為の対象となる保安林ですが、これはございません。ただし、周囲には府市場所有の実測面積で20.17ヘクタールの市行道林があります。事業用地として買収させていただくという場合には、必要面積分を分筆いたします。その場合は契約の解除等の手続が必要となってくるということです。

検討4の農業振興地域の農用地につきましては、適地選定ではこれまで除外をしておりましたが、このたびは山谷ということで、そこは農業振興地域の農用地区域の採草放牧地に指定されています。木下牧場様の意向のもとに交渉を進める中で、土地利用の条件が変わることになりました場合は、農振農用地区域の除外が可能となるものと考えています。

検討5の周辺集落についてですが、これは山谷から直線で1キロメートルの範囲内にある家屋戸数ですが、奈良谷と比べてみますと、上郷では約43戸であったものが約70戸になり、市谷では17戸が中郷を含めまして約30戸になります。また、府市場が新たに5戸入ってくるということで、合計約60戸であったものが約105戸に増加するということになります。しかし、このことにつきましては、計画しております施設では厳しい排ガスの法規制が課せられています。本組合では、その規制値にさらに厳しい自主基準値を設けて運転稼働をしていく予定でありますので、全国のごみ処理施設と同様に問題はないものというふうに考えております。

最後の検討6、周辺施設では、公民館についてでございますが、これについても検討5と同様で特に問題はないというふうに考えてます。

検討7の遺跡につきましては、先ほどの資料で見いただきましたが、既存の文献で確認されております。しかし、奈良谷では施設用地の中に、中ほどにございましたが、山谷ではその場には存在していません。今後、分布調査、試掘調査等を行います中で確認をしていく必要があるものと考えています。現在、奈良谷に比べまして山谷では埋蔵文化財の数は少ないのではないかとというふうに聞いておるところでございます。

以上のことから、山谷は適地とすることについては特に問題はないという判断をするところでございます。

さらにですが、先ほどの表でごらんをいただきたいと思えます。4ページ、5ページでごらんをいただきたいと思うんですが、4ページの一番下の行に、見ていただきますと、評価項目の防災調整池がございますが、これは山谷では山が非常に広く流域が広いために、その分大きな調整池が必要となってくるということでございます。

次に、5ページをおめくりください。この中ほどの評価項目の一番細かい項目ですが、そこに概算工事費がございます。奈良谷では6億1,100万円としておりますが、山谷では4億7,000万円とし、約1億4,100万円安くなってるということです。この理由につきましては、この表の一番上のところに進入道路延長が、奈良谷では1,150メートルとしておりますが、それが410メートルというふうに約3分の1近くに短縮されることにもよります。また、このことは収集運搬効率の優位性でもございます。さらには、奈良谷では橋梁が1カ所、約20メートル必要であるということでございましたが、山谷の場合はそれは不必要ということになります。

しかしながらですが、山谷であります場合には、物件の補償費等が新たに必要になってくるわけでございます。これらを総合的に考えまして総事業費として考えましたときには、奈良谷と山谷につきましては大きな差はないものというふうに考えております。

さて、ここまで検討をしまいましたが、念のために平成15年度に上郷を適地として選定しましたときの適地選定総合評価表に山谷を照らし合わせてみて比較してみました。資料の7、8ページをごらんください。先ほど4ページ、5ページで比較検討しました、適地の奈良谷と山谷について。それは、7ページの網かけをしておりますが、この分が山谷の総合評価です。その左隣の評価しております、一番上のところに2-2、日高町と、これが奈良谷で適地であったところです。こ

のように、7カ所で評価しました15年度のものに新たに山谷を加えてみたわけです。8ページもごらんください。繰り返しますと、一番左側に50項目で評価をしました。

これを点数化したものが、おめくりください、9ページです。左側の項目が評価項目50、そして右なりに7カ所プラス山谷を網かけで入れてるということです。評価は、7カ所の中で見ていただきますと、バーが入っておりますが、同じ7カ所の選定の結果になってるものは除いたり、またその項目が他の項目の評価条件であるようなものはそのものを除いたり、特に重きを持たないものも除くということで、最終的に31項目について点を付しているわけです。

その結果ですが、一番下の列を見てください、順位をつけております。1位が奈良谷、2位が豊岡市森尾です。3位が上郷の奈良谷の向かいの谷の岩井谷というところです。以下、4位以降このように順位をつけて点を付しております。1位ですが、上郷の奈良谷では197点ですが、2位の森尾で186点、3位が岩井谷で183点ということですが、ここに山谷を入れてみました場合、山谷の189点は2番目の2位になるということです。その点差ですが、1位と2位とでは8点、3位とでは3点差ということです。ちなみに、今度新たに8カ所で採点を行ってみましたところ、1位はやっぱり変わらず奈良谷、そして2位も変わらず山谷でございます、以下、3位以降は繰り返し下がっていくという結果でした。そして、点差を見ますと、1位と2位の点差は2点、そして2位であります山谷と3位の森尾との差は13点というふうになります。

このようなことを総合的に検討いたしまして、結果といたしましては、要望書で示されました山谷は奈良谷と比較しても遜色のない場所であるというふうに判断をいたしましたところでございます。

以上、申し上げてまいりましたことを、2、3ページおめくりください。ここにまとめて上郷区要望書に対する回答に係る検討結果ということでございます。その結果は、先ほど管理者が説明申し上げましたが、簡単に申し上げますと、1番目は、山谷を要望書を受けることによって検討する理由について書いております。2の山谷の土地利用は、先ほど申し上げてきたとおりで6ページの検討内容です。3と4の項目につきましては、これも先ほどご説明をいたしました内容を書き取っているものです。そして、5の結論は、繰り返しますと、以上の検討で、奈良谷と山谷について適地選定総合評価表をもとに検討した結果、山谷は奈良谷と比較して遜色のない場所であると判断をする。以上が説明でございます。

議長（青山憲司） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 お尋ねいたします。質問回数が限られておりますので、答弁漏れのないように、ぜひ議長の方も注意を払っていただきたいと思います。

ただいま要望書に対する検討結果というものが発表されまして、管理者の説明も行われてきたわけでありまして。この要望書の出された経緯についても、地元の方々は、本当に区長さんの先走りだという声も上がっているというふうに聞いておりまして、ここに公印が押してあるコピーがありますが、公印が押してあるから、ああ、そうかなあと私たちは思うわけでありまして、地元に入って

みると、果たして本当にこの区長さんが公印を使うことのできる状況であったかどうか、これについてはまず私は疑問を持っております。

それから、余地があるかないかというふうな検討のことです。当局としては奈良谷と比べ遜色がないという結論を出したということは、変更する余地があるという判断に至ったというふうに理解していいのかわかりかねます。

それから、関係用地の地権者の方々の中で、今、木下牧場様という方が話し合いのテーブルにのっていいというふうなお返事をされたら、テーブルに着いてもよいという返事をされたというふうなことが書かれておりますが、木下牧場さんと、あと府市場の区有林、この地権者の方とはどうだったのか。それから、あと私有地があるというふうなことも伺っておりますが、その私有地の関係の方との話はどうだったのかというふうなことで、何点かお尋ねいたします。それぞれにわたって答弁をお願いしたいと思います。

まず、木下さんと初めて会われた日、あるいはその後、今までに何回お会いになったのか、その月日。それから、木下さんという名前がここに出てくるわけですが、だれかが仲介されたのか、木下さん本人が会いたいと申し込まれてきたのか、あるいは管理者の方が奈良谷の方がうまくいかないと、どうも、抵抗がなかなか強いというふうな判断から、昨年も予算を流してしまわれたわけですから、当局の方から木下さんのところに出向かれていかれたのか、この出会いのきっかけはどういうことだったのかというふうなことをお尋ねいたします。

次に、区長さん、植村政明氏という名前が出ております。区長さんとは今までに何回、何月何日にお会いになったのか、どういう話をされたのか、これについてもお尋ねいたします。

それから、府市場の関係者についても、今と同じことをご答弁いただきたいと思っております。

それから、議会の手続の問題で、先ほど中奥課長が大変重要な議事録違反の答弁をされております。総合評価の点で、1位は変わらず奈良谷であったと、2位にこの山谷、「やまんだに」って地元ではおっしゃっておりますが、山谷が入っております。その中で、前回の議会で私が質問いたしました。1位がダメだったら2位になるんですかと言いましたら、副管理者は1位がダメだったら2位に行くというものではないと、全体の中で1位を決めるための作業だったので、1位がダメだったから次が2位ということではないという答弁をされておるのに、今、1位が奈良谷で2位が今度の山谷というふうなことになってきて、2位を適地の一つの候補者にされようとしてるってことがまず問題なんです。ですから、私が言いたいのは、一たんこれは白紙に戻すべきだと思っております。そういう議会の手続上、大変我々が真剣に調査し、質問し、その答弁を重要視している中で、答弁と違うことを今説明されたというのは、これは議会軽視も甚だしい、そういうことから、一たん白紙に戻すということではなければ次の作業に入れないと私は思います。

まず第1回、以上、質問いたします。

議長（青山憲司） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 最初の3つはご質問だったのか単なる意見のご披瀝だったのかわからないので

すが、ご質問としてお答えをさせていただきます。

まず、地元で区長の先走りだという意見があって、区長が公印を使える場合であったか疑問を持っておられるというのは、これは古池議員のお考えでありまして、私たちといたしましては区長名で正式な文書で出ている以上それを受けとめて検討したと、こういうことでございます。

それから、山谷が奈良谷と比べて遜色ないということは変更の余地があるということの意味するかということもご質問がございました。まさにそのとおりでありまして、遜色がございませんので、区の方で山谷を候補地として区民の皆さんの是非を問うていただいて結構ですと、こういったことを判断いたしてるところです。

また、木下牧場はテーブルに着くということであったけれども、府市場や、あるいは他の私有地の所有者との接触はしたかということでございますが、木下牧場にお会いしたような形での接触はいたしておりません。府市場には、一応こういったことでございますという情報は、連絡は差し上げておりますけれども、木下牧場に関しては、もし仮にそちらに場所、適地が変更になった場合に私たちの側に協力をしていただけるかという形での接触をいたしております。といいますのも、最大の所有者でありますし、しかも、もともとあの場所を適地選定の作業そのものから除外したのは農振地域に入っている、農用地になってる、それはまさに木下牧場があって採草放牧地になってるということございましたので、その農振地域、農用地地域との関係をクリアするために木下牧場の側には突っ込んだ話をいたしました。府市場あるいは他の私有地の所有者とは、これは将来お認めいただいたときの用地買収をする段階になって突っ込んだ話をするようになりますので、木下牧場にお会いしたような形での接触はしてないということでございます。

それから、議会手続との関係で、1位が奈良谷で、今回やってみた2位が山谷だと、しかしながら、過去の質疑の中で1位がだめだったら2位に行くのかと聞いたところ、行かないと言ったと、矛盾するのではないかという、こういったお話でございました。これについては、先ほどの私の冒頭の説明でもお話ししたとおりでありまして、基本的には一定の手続を踏まえた上で7つの候補地について順位を決めて、そして1位である奈良谷が最もいいと、こういった判断をいたしましたので、その後新たな候補地が推薦されたからといって、それも加えて再検討はしないというのが基本です。これが原則だろうと思います。

しかしながら、今回は、一たび上郷の奈良谷が適地として決めて上郷区の皆さんとの協議に入った、話し合いに入った、いわば上郷の村の一員として入れていただきたいという願いをして、議論を重ねてきました。そうしたところ、その村の側から、地区の側から、あくまでこれは区長自身のご判断がもしもありませんけれども、地区の側に入ってくるということであれば奈良谷よりも山谷の方が適地だと思うから、そちらの方に変更することは可能かと、こういったお尋ねがあったわけがあります。したがって、新たな場所があったから、それを入れて白紙で検討して2位だからどうのこうのということではなくって、あくまで地区に入りたいと言ったところ、地区の側からそこよりもこちら側と、こういったことがございましたので、そのことを真摯に受けとめて、果たしてご提案をいただいている山谷は本当にふさわしい場所なのかどうかという内容の検討に入ったと、

こういうことでございます。

これも、例えばの話でありますけれども、私たちが例えば古池議員の地区に対して市営住宅をつくりたい、この場所が適当だと思えますということで地区の側をお願いに上がったところ、仮に地区の側が入ってきてもいいけれども、しかし、地区のさまざまな事情から考えると、そこよりもこっちの方にしてもらった方がいいがなと、こういったようなご要望があれば、それが本当にいいかどうかを検討するというのは、地区の一員に入らせていただきたいという立場からするとむしろ誠実な態度なんではないかと、そのように考えて進んで内容の検討をしたと、こういうことでございます。

そして、果たして奈良谷に比べて山谷がどうかということを検討しようと思すと、奈良谷が1位であるということを検討したときと同じルールでもって評価をしてみる必要がございました。そして、あくまで仮の作業でありますけれども、調査をしてみたところ、奈良谷の点数とはそれほど大きく差がない。さらに念のため調べてみると、2位であります森尾のところと比べても点数が高い、そういうことであるならば、山谷とそう遜色がないという判断をしていいのではないのかということございまして、あくまで地区からの要望に基づいて検討したところ、私たちが適地だと思ったところに遜色ないところと遜色ない場所がまさに地区の要望として出てきたわけでありまして、私たちはそのことを受け入れるのにやぶさかではない、こういう判断をいたしましたところでございます。したがって、私としては議会手続に矛盾するものとは考えておりません。

その他につきましては担当から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 私の方からは、木下さんとの関係、あるいは区長さんとの関係につきましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、木下さんと初めて会ったのはいつかということでございますけれども、18年の6月15日でございます。上郷の方にお願いに上がりましたのが16年でございますので、約2年経過をしております。非常に我々としては、木下さん、あそこでたくさんの乳牛を飼育されとるということで、気になっておったわけでございます。いろんな影響のことも考えられるということで、その辺のことを随分気にしながらあいさつに行くのが非常におくれておったということございまして、これは乳牛を飼う場合のいろんな問題、こういう施設が来ることによる問題点がどんなものがあるだろうということも研究をしながら、木下さんにやっぱり会っていかなきゃならないだろうということで、長い年月をちょっと経過した中での初めてのお出会いということになりました。

その際木下さんのお話は、うわさは聞いておるけれども、今時点、私が反対とも賛成とも、それは申し上げません。ただ、環境影響調査等がなされるので、そういうもののデータを見せてもらって言うべきことは言う、こういうお話でございまして、全く反対でそんなことは許さんというようなお話では、その時点ございせんでした。推移を見守るという、こういう状況だったというぐあいに思っております。

それから後でございますけれども、会いましたのが、ことしになりまして4月の9日だったと思

います、お会いをいたしました。これは約1年経過をして、その後の状況を何ら報告をしてなかったということでございます。それから、2月のこの議員協議会で、ご存じのとおり施設の基本計画を策定をしまして、公害防止の基準等も定めましたので、こういうものを説明をさせてもらうためにお会いをいたしました。それから、環境影響調査とはこういうものですよということで、これまで上郷にお配りをしましたパンフも配付をさせていただいたところでございます。その際も同様の対応でございました。

その後会いましたのが5月の24日でございます。これは、実は別に区長さんとの話の場ではないわけですが、5月の14日だったと思いますけれども、区の三役、副区長さんと管理者が会談をする場がございました。我々は環境影響調査を何とか早くお願いをしたいという思いを持っておりましたし、区長さんの方へずっとお願いをしてきておったというようなことから、我々もぜひ会いたいということも申し上げておりました。そういう中で、区長さんから一つの自分の村の中の三役の考え方として、先ほど来から出ているようなお話が出され、こういう考えも成り立つかなというようなことが出てまいりました。それに対して管理者は、区の方としてそういうことが正式に決定をされて、正式なものが申し出があるならば、その時点で検討をするかしないかも含めて検討させていただきますと、こういうご返事をさせていただきました。

そういう中で木下さんというお話が出てまいりましたので、私どもとしましては、これは定例の組長会が25日というぐあいに聞いてましたので、そのあたりで場合によれば話が出るのではないかと、こういう予想のもとに、場合によれば木下さんの方にそういうお話が、他のルートを通してそういうものが出されたら聞こえてくる可能性があるなあと、こう判断をしました。それは当然、我々のところに返ってくる問題でございますので、木下さんに対して、区長さんがそういうような思いをされておるので、場合によればそういうことがあり得るかもわかりませんということのみをお伝えをしました。話は伺いましたと、こういう反応でございました。

それから、25日を経て、28日に正式に文書が出てまいりましたので、管理者が申し上げましたように、特別の事情にあります木下さんに対して直接お会いをさせていただいて、上郷から出てまいりました要望書の写しのみを、こういうことで要望書が出てまいりましたのでお知らせをしますと、こういうぐあいに申し上げました。その際、木下さんは管理者なり課長が申し上げましたとおりのお答えをされました。そういう合計4回お会いをしたということでございます。

それから、区長さんとの出会い、三役を含めてですけれども、これは新年度になりましてからでもちろんございますけれども、1月の24日にあいさつを兼ねて管理者と会っていただいておりますが、その際はよろしくお願いをしますということと、ことし予算に上げております環境影響調査も、これは流さざるを得ない状況だというぐあいに判断をしておりますと、こういうこともその場で申し上げられまして、新年度新たにお願いをすることになろうと思いと、こういうことも話をしております。

それから次に、2月の28日にお会いをしております、これはここの協議会でありました、先ほども木下さんここで申し上げました基本計画がまとまったということで、それにつきましてお渡し

をしまして、その内容を説明させていただきましょと、こういうことを我々の方で申し上げたところでございます。

それから、直接これはごみとは関係ないわけですが、治水あるいは482の改修問題、改良問題にかかりまして、管理者と区の方たちが国交省に陳情に上がっておられます。市長としての立場で上がっておられます。3月の9日だったと思います。

それから、その後、先ほど申し上げました5月の14日、そして5月の26日に、実は昨日組長会を開いてこういうことを決めたので、正式に文書にして、また申し入れをさせていただきますという報告を受けております。

以上のような状況でございます。

議長（青山憲司） 答弁漏れは、木下牧場の答弁漏れ、アプローチどっちからかけたんですか。

副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） だれか仲介があったのかということですが、先ほど申し上げましたような状況ですので、直接私どもがお会いしたということで、仲介の中に入った方は一切ございません。

古池信幸議員 府市場の関係、市長の答弁に月日がなかったです。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 府市場でございますけれども、これは正式に28日に文書が出てまいりましたので、それを市谷、中郷、府市場あるいは国府地区の区長会長さんということ、それから木下さんということでお会いをさせていただいたということでございます。5月の28日でございます。

議長（青山憲司） 12番古池信幸議員。

古池信幸議員 答弁いただきましたが、結局、私たちは議会での積み上げの話はずっと先輩から聞いたいろいろな話としてきたわけですが、この問題では私自身が聞いた話として、副管理者の答弁が1番がダメなら2番ということではないという明確な答弁があったものですから、これはおかしな答弁だと思っております。

いま一方、採点表のつけ方について、私は私なりに新人の北但行政の議員として、本当に上郷という地名が出ておるけれども正しいのかなあという疑問を持ちましたから、自分で自己採点してみただけですが、このいい方に7点をつけるというやり方と悪い方に7点をつけるというやり方、両方やる必要があるんですね。そうしてやってみると、この採点表の順位が変わってくるということがわかってまいりました。そういうふうなことで、今回の点をつけられて遜色がないという発表の仕方は、私はこの上郷の奈良谷に決めたという採点方法についても一定の疑問を感じておまして、同じように、同じ基準で採点をしたら遜色のない点数が出たというふうなお話でありますから、私はこれは素直に、ああ、そうなのかなというふうには言えない。例えば逆のね、言いましたように悪い方に7点をつける、だれが見てもこれは2点ではなくてもっと悪い6点だとかいうふうなことになるというふうな点数のつけ方をすれば、かなりこれ順位が変動するんですね。ぜひ私はその作業をしていただかないと、遜色のない結果であるということとは言えないと思います。そういう作業をされますかどうかという点、1点お尋ねいたします。

それから、木下さんとのお話を今細かく答弁していただきました。都合4回ですか、お話しになって、木下さんの最後のご答弁がテーブルに着いてもよいと、これはどういうことを意味しておられるのでしょうか。賛成に回られたというふうに当局はとられているんですか。それとも自分なりにまだ賛成、反対の意思表示はしないんだと、影響評価はこれは受け入れてもいいというふうにしておられるのか、影響評価そのものについてはしてほしくないと思っておられるのかね、その辺のことがこの1行の表記の仕方ではちょっとわかりにくいんですね。だから、それを当局側は場所変更を一定程度これは認めてもらってるんだなというふうに判断されたと思いますが、私はテーブルに着いてもよいというお答えの仕方が変更賛成だというふうにはとれないのではないのかなあと、とろうと思えばとれるけれども、とれないという道もあるのではないのかなあと、思います。その辺はいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、選定基準そのものの是非については既に決着済みのものと考えておりますので、議員がご提案のような基準でもって再度評価する考え方は持っておりません。むしろ大切なことは、とにかく私たちが採用した全く同じ物差しでもって7つの候補地を平等に評価をした結果、奈良谷が最高点であった。そこから奈良谷を適地として選定をした経緯がございますので、それと同じ物差しでもって山谷を判断する必要がある、こういったことで行ったものです。

繰り返しになりますけども、そもそも検討すべきかどうか自体を検討いたしました。それはまさに村人になりたいと言っているその村からのご要望でございますので、結果がどうなるかは別として最低限検討しなければいけない。そこで、さらに進んで検討するとき、過去の評価と同じ物差しを使う必要がある。別の物差しを使いますと極めて不公平なことになりますので、同じ物差しを使ったところ点数が非常に近い点数であると、つまり施設の適地性についてそう大きく遜色がない、こういったことでございます。

それから、木下牧場のテーブルに着いてもよいという意味は、これはこれだけ一言だけ言われて別れたわけではございませんで、前後にさまざまなやりとりがあるわけでありまして、要は協力する用意がある、こういった意思だと私たちは受けとめています。ただし、もちろん用地の売買ですから、用地単価で折り合うとか折り合わないとかということはございますので、その意味で、わかりました、もしここになったときには私はあなたに売りますよというところまではもちろん行ってないと、そこは交渉がありますよということでございますので、賛成をしたというよりも反対はしないと。そして、いざさまざまな手続が済んで、木下さん売ってくださいよという話になったときには、値段等について交渉をさせていただきましょと、こういったお考えであるというところでございます。

議長（青山憲司） ほかにございませんか。

1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。このたび初めて北但行政事務組合に出させていただきます。

ごみ処理の問題は、なかなか好まざる施設ということで、豊岡市当局あるいは今適地とされてお

る上郷区の皆さんにはご心配やご苦労されておることを特に思うわけでございますが、私、初めてでございますのでご無礼なことがあるかとは思いますが、お許しをいただきたいと思ひます。

と申しますのは、上郷が適地とされて既にもう3年たつておるという中で、新たにこっちの方がいいところがあったよつていう、何かおもしろい話だなあと逆に思ふわけですよ、聞かせていただひておつてね。今まで当局、随分先ほどの説明でも努力されておるという中で、本当に地元に対してこれだけの大変な施設に誠意を持って交渉のテーブルが何回かあつたのかどうつていうよつな、私は聞かせていただひて不信感を抱くわけですよ。

そういう中で、今、奈良谷がだめで山谷というよつなことで、ここは適地だよつと、もう区長さんからも出とるし、何の問題もなしに今度そつちへ変つたらオーケーが出るのかなあという思ひさえするわけですよ。私はそれはならないんじゃないかなというよつな思ひをしとるんですけど、その辺のお考へを、ここがだめだつたからこつちというよつなことが今さらなぜ出てきたのか、それはいかにも地元との話し合ひができてなかつたんじゃないかなという思ひができるんですよ、逆に言へば。だから、逆に今、奈良谷がだめで今度山谷ということになつても、わかりましたと、区長さんがすべて公印を押ししているからこの区の反対はないんだよちゆう話ではないんじゃないかなと、木下さんの牧場さえ理解していただければもうこれは解決済みで、あすからでもできるんだというよつなことでいいのかという思ひしとるんですけど、その辺のお考へはいかがなものかと思ふわけですよ、いかがでしょう。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、誠意を持って対応してきたのかと言われれば、してきたと私は思つております。もちろん激しい反対は依然としてありますし、地区全体としてイエスの方向になつていただひてるのかどうかも正直言つてわからないのが実態であります。しかしながら、私も直接何度も何度も上郷区の皆さんとは議論をしてまいりました。その結果、賛否は別として理解は深まつているのではないかと、こつうふうによつて思つておるよつです。

それから、今回のことは奈良谷がだめだから山谷だということでは全くありません。奈良谷によつてイエスかノーかの判断はまだいただひてないわけでありまして、ただ、私たち自身の日程からいくと、この夏には環境影響調査によつてイエスかノーかのお返事をおいただひなければスケジュール的に大変きついと、したがつて、6月か7月にはお返事をおいただひたいということをおかねてから申し上げておりました。そこで、区長の方におかれましては、これまでの3年間の議論を踏まえて、おおむね論点がお煮詰まつてきたという判断をされておるものと思ひます。

そして、これまでの議論を踏まえて、区としてイエスかノーかを判断するに当たつて、三役ともご相談されたことだと思ひますけれども、自分としては奈良谷よりもむしろ山谷の方がいいのではないのか。その理由は要望書の中にも書かれておひまして、1つは、地区民から見えない、したがつて、大きな建物が見えることによつて違和感というのは小さくなるよつたこと。それから、進入路が現在の奈良谷ですと相当長くて、かなり土盛りをしなければいけませんので、内水問題が生じたときには内水対策によつてはマイナス方向にお働く、つまり遊水地の量がお分少なくなるわけ

ありますから、そういったことが今回の山谷なら解決ができる等々の理由から、自分としては、もし行政の側がオーケーであるならば山谷でどうかということをお区民に問うてみたいと、そういった余地がありますかというお答えでありました。

したがって、私たちとしてそこで検討したところ、奈良谷と山谷とはそう遜色はないと。ただ、山谷は農振地域の網がかぶっておりますので、そもそも最初の検討から外していた場所でありましたから、そこで今回あえて畑上にのせて採点をしたところ、大きく遜色がないので、区長からのせっかくのご依頼でございますので、私たちとしてはそれでイエスかノーかの判断をいただいて結構です、こういったお答えを返そうとしてるわけでありまして。

したがって、仮に私たちが山谷でご判断いただいても結構ですとお返しをしたからといって、上郷でイエスとなるかならないかは、それについてはわからないということでございます。以上です。

議長（青山憲司） 1 番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 今のご説明いただき、大体ご理解はできるところでございますが、しかしながら今言われるように、奈良谷地区が適地でないか否かはまだ答えはもらっていないんだと。にかかわらず、山谷の方の答えを、初めというか、順序から言えば逆になるんじゃないかなあとお思いますけど、奈良谷が適地として候補地を上げていって、今のように答えをいただくんだというのが7月ですか、8月ですか、というようなことに、最低その辺の目安で検討される中で、今度答えをいただく場所が違うわけですね。それは、こっちの答えが初めとるのか、こっちの答えをとるのかということになりはしないかなあと。逆に言えば、先ほどの資料説明でもありましたが、前では60戸が対象範囲になるんだけど、今度は105戸がその対象の戸数にふえると、この辺の理解が逆に言えばどうして得るのかなと。逆に言えば、今まで3年間いろいろと検討していただいた地区の皆さん、関係者の皆さんという中で、今度そこに動くことによって大きな、上郷の皆さんには変わらないとしながら違う地区にまで波及するわけですね。どのようにそれは理解が得られるのか。今言うように、たとえ7月、8月が最終の答えをいただくという期限を切るとするならば、そんなに単純なものなのかなという思いですけど、その辺のお考えいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） この奈良谷、山谷のところは、まず、例えば奈良谷でイエスかノーかをお尋ねしてノーだったら今度は山谷という、そういう性格のものではございません。私たちはかねてから法的には全く求められたものではございませんけれども、地区の同意をいただかない限りは前へ進みませんと、環境影響調査もしないし、それから地権者との用地交渉にも入りませんということをお申し上げてまいりました。それは、先ほどお申し上げてますように、地区の一員に入れてくださいということをお願いするわけでありまして、気持ちよく受け入れていただきたい。私たちはコミュニティーのよき一員としての振る舞いをさせていただきたいということをお話しておりますので、奈良谷であろうと山谷であろうと賛否を問うということは、要は地区の一員として受け入れるか受け入れないかについての判断を最終的にいただくことになるわけでありまして。

したがって、もし今回仮に山谷、つまり変更後の場所で区の総会にかけられて、総会かどうか知りませんが、区の側の判断されてノーとなれば、つまりこれは上郷区からはあなた方は来てほしくないという、こういった正式な意思表示になるわけでありますから、同じ地区内の奈良谷にもとに戻ってここでもう一度やってくださいということはいたしません。逆に、地区の側が奈良谷でもってまず判断するというのであれば、そこでノーになれば、もう上郷区についてさらに別の場所を探し出して、ここではどうでしょうかということはやらない。そしてまた、逆に今回、山谷に変更することにして、かけたところ、環境影響調査がイエスといただければ、これは山谷で環境影響調査をさせていただいて、その後、施設の受け入れについてのイエスカノーかを最終的にまたお尋ねをする、こういうことになろうかと思えます。

また、位置が変わることによりまして、要は半径1キロとか2キロの中に何軒の家が入ってくるかで数字が当然違います。例えば1キロの中に入ってくる軒数が多ければ多いほど、近い人の気持ちというのはより反対の気持ちが強くなる傾向がございますから、それは施設建設という面から見るとややマイナスの点数になるかもしれません。したがって、地区の方々がそのことを非常に重く判断されるのか、それとも軒数はふえるかもしれないけれども、姿が見えないところに行くんだと、あるいは内水対策上はプラスになるんだといったことをより重く見られるのか、それはその判断をされる個々の区民のまさにご判断によるのではないかと、そのように私は思います。

私たちの希望といたしましては、確かに1キロの中の入る戸数はふえますけれども、先ほど担当の方もお話しいたしましたように、まず排出基準自身が非常に厳しく制約、法的に規制をされておりまして、さらに上乘せの自主基準を設けるということでございますので、私たちは、外部に対して私たちがつくるという施設が害を及ぼすものではない、そういった確信を持っておりますので、そのことをぜひご理解を賜ってご判断をいただければと、このように考えてるところです。以上です。

議長（青山憲司） 1番長瀬幸夫議員。

長瀬幸夫議員 最後に1点だけね、この要望書が上郷地区の区長さん、公印で出ておるということでございます。先ほど管理者は、あくまでも区長の公印を押しとる以上は区民の総意だろうという答弁があったように思いますが、今言われるように、逆に言えばそちらに変わっても心配だと、山谷に変わっても心配だという、賛成ということは得られるかどうかというように言われたわけですね。そうすると、この区長名で区長さんが総意を持って、区を挙げてということにはなっていないではなからうかなという思いをしておりますし、きょう傍聴に、多くの皆さんはこの要望書に応援しに来られたのか、あるいは心配で、どっちに変わっても大変だぞということで来られたのか理解はできませんけど、その辺が、この区長さんはどの程度の、いけば区をまとめて出されたものと理解しているのかですね。今の答弁では、そうではなく、また持って帰って区にかけた場合にどうなるかわからんよ、ということになってくると、区の総意ではないというような思いをするわけですけど、その辺の受けとめ方はいかがですか。その内容はどの程度の理解をしてここに出てきたのか、あるいは今言うように総会で出とるんだったら持って帰って総会にかけても恐らく反対と

ということにならん、区を挙げての総意だろうと思いますけど、今言われるように持って帰って総会にかければどうなるかわからんよ、という話であるとするならば、また心配な話のように思うわけですけど、その辺をどうぞ理解されておるのか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 決定手続をどうされるのかわかりませんが、今後、区の三役の側で諮ろうとしておられるのは、環境影響調査を受け入れるかどうかについてイエスかノーかを区民に諮るということを言っておられます。今回言っておられるのはそういうことではなくて、諮るに当たって、どの場所で環境影響調査についての適否を区民に問うのかと、それを奈良谷ではなくて山谷で諮りたいと、行政の側はどうかということをお聞きしておられます。

総意という意味を全員で集まって、そして多数決なり、あるいはほかの方法があるのかもせれませんけれども、総会のようなことを開いて今回の要望が出てくるかというお尋ねであれば、そのようなものではございません。私たちがお聞きいたしておりますのは、区の三役が組長会、隣保長会でありますけれども、そこで行政側に対してこの場所変更の余地について聞いてみたいと、要望書を出したいと、その上で返事が出てくれば、区の方で最終的な環境影響調査の受け入れの適否について諮りたいということをお聞きして、そして区長として、区長名で区長から行政側に場所変更の余地の有無について要望することについて異議はないかと言われたところ、組長会では特段異議がなかったということを確認されております。

したがって、私としては、この要望が区の中のいわば区の総意をあらわしているかどうかということは私たちの問題ではなくて、これは上郷区の中の権限の問題ではないかというふうに思います。少なくとも組長会にかけて、そして区長名で私たちのところに来てる以上、私たちはそれを受けとめて判断する必要がある。区長が権限を逸脱しているかどうかというのは私たちが判断すべき事柄ではございませんで、それは上郷区の自治の問題だろうと思いますし、区長は権限というものが適切、適正であると、そのような判断をして出してきておられるものと、このように考えてるところです。

議長（青山憲司） ほかに質疑ございませんか。

2 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。まず、本日お示しをいただいております資料の11ページで、造成工事等概略図ということで、あくまでも地形図に基づいてコンピューターで描いたということなんでしょうけれども、これでこのエリアといいますか、ここで色がいろいろ色ついているわけですけども、その全体の面積、のり面が、埋め立てののりがあったり調整池があったりいろいろするわけですけども、そういうものをひっくるめて、進入路込みで、ここで想定をされてる全体の面積というのはどれだけになるというふうな、まだ測量したわけじゃないんで、これだけの面積ですということじゃなくて概略で結構です。

同時に、このエリアで地権者が何名いるということになりますのか。さらにそういう中で、一定まとまった面積ってありますか、大口といいますか、どれが大口でどれが小口かって言われると

あれですけども、一定の面積を持つてゐる地権者というのはどういう方々がいらっしゃるのか、そのあたりをまず事実関係の問題として伺っておきたいというふうに思います。

それから2つ目には、先ほど来、木下牧場との関係もこの間の経過もやりとりがあったわけですけども、少なくとも当初1市10町のエリアの中から選定をされるというふうなもともとの適地選定というふうな手続の中で、この場所は現に牧場として経営をされてる、利用されてるということ、あるいはまた、説明でもありましたけれども、農振の地域という用途指定等もあって、そもそも予定するといいますが、計画の選定の段階から場所としては外したものであるということが何度も言われてるわけですけども、そのところがこのたびの要望書という形で出てきてる、このことについての違和感というのはいかがでしょうか。これは管理者かな。

さらには、この間も環境影響評価のための調査に入る同意をいただくのは上郷区であって、その周辺と言われますかね、いわゆる市谷ですとかほかの区に関しては理解が得られるように話もたびたびされたり、あるいは研修等もされるというふうなことも既に行われておるわけですけども、いずれにしても同意の必要はないというふうなことで来ているわけですけども、このたびの仮に山谷に変更をというふうなことになりますと、いわゆる近いところに民家が若干、奈良谷ということ言ったらとくと比べると影響するっていいですか、近場になる民家が60から105、106、数的にも45戸ぐらいふえるというふうなことが想定をされるというふうなことで報告、資料としても比較検討という中でまとめていただいとるわけですけども、この辺は同意を得るといふ点ではどういふふうに考えたらいいのか、府市場という区の名前も出たりしているわけですけども、そのあたりを含めて管理者としてはどうなのか。

もう1点、実務の問題で、本日かなりの内容、ボリュームのある資料が出されて、ちょっと細かく全部まだ見切れてない側面もあるんですけども、この資料を作成するのにどれだけの日数を要したのか、その点を伺っておきたいというふうに思います。

議長（青山憲司） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 私からは、まず、この場所は当初、農振農用地域であるということで選定から外した、選定作業にそもそも入れなかった場所であるにもかかわらず、今回要望が出てきたことに違和感を持たないのかというご質問ですが、持っておりません。農振地域を外すというのは私たちの側のいわば選定のルールといいたいまいしょうか、考え方でありました。先ほど来、何度も申し上げておりますように、その結果、奈良谷がベストだ、上郷がベストだというふうに考えて上郷区に対して受け入れていただくようお願いをしてきたところ、その受入先として私たちが考えてる上郷区から、区としてはというか、区長としてはという方が正確かもしれませんが、奈良谷よりもむしろ山谷の方が区にとっていいように思うので、そちらでの変更が可能かどうかを検討してほしい、こういったご要望があったものでございますので、私としては特に違和感を持ってないところです。

ただ、これが通常の農用地でも田でありますと、あるいは議論が変わったかもしれません。ここ

は農振であり農用地であるとは言いながら有限会社の会社が経営してる牧場でありますので、田んぼの場合にはその所有者が私、農業をやめたとと言っても、まさに田んぼとしての維持というのは十分可能であるわけですが、牧場経営の場合には経営者が牧場をやめたと行ってしまいますと、引き続きだれかがそこに来て採草放牧地として利用するという可能性は極めて小さいということでありますから、私たちがそもそも農振農用地を選定基準から外したその根拠というものの理由がこの場合には木下さんの交渉についてもいいという答えによってかなり小さくなって、こういうふうに判断をいたしてるところです。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 地権者の関係でございます。買収面積をここまでというぐあいに決めただけではございませんので、台帳上ちょっと調べてみたということでございますが、ここの11ページの図面で見させていただきますと、円山川に沿って上郷川というのがこういう形でくの字型で出ておりますが、それから山に向かっての数を当たってみております。大体15名程度かなあとということでございます、山林も含めてでございます。しかし、それは先ほど申し上げましたように、そういう方たちがすべて用地買収の対象になるのかならないのかというようなことについてはこれからの検討ということになるかと存じます。

それから、造成面積につきましては、また他の職員の方からお答えをさせていただきます。

それから、これの調査に要した時間ということですが、先ほど申し上げましたように、5月の14日にそういう意向がちらっと見えたということもあって、この土地が、この谷がどういう状況にあるのかなあということは若干調査をいたしました。台帳等を調べるという調査はいたしております。しかし、いよいよこういうことで出てまいりましたので、それに従って、先ほどここで見ていただいておりますような概略図というようなものをつくってみたということで、非常にここ1週間ばかりの一生懸命の作業ということでございます。以上です。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 造成面積でございますが、8ページをごらんをいただきますと書いております。造成面積という、造成工事の欄がちょうど真ん中より上のところでございますが、5.26ヘクタールということでございます。

また、一定な面積を持っているところは、木下牧場さんが台帳上で約2.9ヘクタールくらいだというふう考えております。以上です。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。お答えが問うた順番ではないので若干前後しますけれども、もう一度お尋ねをしたいというふうに思います。

先ほどの8ページの資料で、造成面積が奈良谷であれば6.35、そのものが山谷であれば5.26、さらに施設用地の面積が奈良谷であれば4.03、それが山谷であれば3.9というふうなことで、いずれもヘクタールですけれども、奈良谷よりも山谷の方が面積的に少ない面積でやれる、やるということの意味しておるんでしょうか。地形的に山谷の方が周辺っていいですかね、若干急峻だというふう

も思えたりするものですから、その辺がどうなのかなということを一図面を見ておっても、ちょっと全体まだ当たり切れてない中でやりとりなんで大変自分でも冷や汗が出ておりますけれども。

それと、いま一つは、有限会社である木下牧場さんが2.9ヘクタールという、これは台帳面積というふうに言われたんですけれども、ある意味では大きな面積をお持ちの地主さんだということが今言われました。2ページを見ておっても、ここでもし仮に向かおうということになれば、この方は牧場経営をおやめになるということが前提になるんだと思うんですよね。そのあたりが、少なくとも売るとか売らんとかいう答えではないにしても交渉のテーブルには着くというふうな、まさにそういう意味合いだということが先ほども管理者から言われたということがあるけれども、どちらにしても、なかなかこの但馬の地にとっても乳牛で一定の規模をお持ちの方だというふうに私自身は何となく細かいことは全然承知してないんですけれども、思っておったものですから、こういう方がおやめになるというふうなところへ行くということ自体もちょっと気持ちの上では余りうれしい方でない気持ちになったりするんですけれども。ほかには地権者といいですか、買収するかどうかは別にしてもかかる方というのは、先ほども府市場というふうな言葉が少し出たやに聞こえたんですけれども、大口というのは木下牧場さんぐらいであとは個々、個人的な地主さんというふうなことで理解をいいのかどうか、その辺はいかがなんでしょうか。そういう方との話というのはどうなっておるのか。

先ほど来の上郷区とのやりとり、あるいは木下牧場さんとの今年の6月ぐらいからでしょうか、接触等々を伺い、この本日の資料を調製するに当たっての準備状況等も伺っておると、上郷区からのこの要望を受けて、えっということはこのことに向かったということではないのではないかなと。逆に言うと、現在経営をされてる方がいらっしゃる場所へ、本人さんの同意というか了解というか、内諾というか何というか、ちょっと言葉としては正確にはわかりませんが、そういうことが一切なしに、あの方が経営しよるところへ行ってもええでってな話が出てくるっていうのが私にはとても理解しがたいんですよ。この木下牧場さんていいですか、この方が上郷区の住民なのか、あるいはそうでないのかも含めて、少し前段というか事前のやりとり、本当に中身のところはどうだったのか、そのあたりももう少しお示しをいただきたいというふうに思います。

さらに、同意を得るということに関して、上郷区の同意を得るというのは上郷区の住民にしてくれということなので、同意をいただかないと入れないというのはもう管理者がずっと言ってらっしゃることなだけども、じゃあ、その理屈で言うと、例えば市谷とか、あるいは府市場とか、そういうところの民家も割と近場になっていくということがこの資料からも示されておるんですけれども、そういう方々あるいはそういう区の同意というふうなことは、市谷の区民、府市場の区民になるわけではないから同意までは要らないんだと、単純にそういうところに向かうということなのかどうか、そのあたりはいかがですか。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、上郷区からの要望を受けてということではないのではないかとというのは、勘ぐり過ぎのお考えではないかというふうに思います。私たちはまさに上郷区から区長名でもって

変更する余地があるのかどうか検討してほしい、こういう要望がございましたので要望いたしました。

確かに議員の言われるように、そういった要望を出すのであれば、自分の責任で、木下さん、こんな出すけどいいですかというふうに問うのが礼儀だろうと、多分そういったご趣旨のことを言っておられるんじゃないかと思います。それは確かに一つの方向だろうと思いますが、私たちが、上郷の区長があえてそれをされなかったのは、みずから区の側がそのことを木下さんに話をされて、さあ、あなた、イエスですかノーですかと、協力してもらえるかということを行いに行きますと、上郷区自体が木下さんとの関係で一定の負担を負ってしまうと、したがって、行政の側が可能性があるかどうかを木下さんに聞いてほしい、こういうことであったというふうに私としては考えています。したがって、その方法については特段おかしなものではないと、このように考えております。

しかも、先ほど別の方のご質問の中でもお答えいたしましたけれども、なぜ他の地権者には行かないのにこの木下さんについては協力いただけるかどうかといったこと、こういった要望が出てきてるけど聞きに行ったのかというと、2つございまして、一つは、まさに単なる用地ではなくってそこで営業活動、事業活動をしておられて、移っていただくとする牧場経営を要するにやめてくださいということを行うこととなります、この場所ではですね。それともう一つは、農振地域がかかっているところは外すということでこれまで選定作業を進めておりましたので、そういった観点からも木下さんの意思を確認する必要がある行政側としてはあった。さっき言いましたように、確認するといいますのは、農振地域あるいは農用地とはいいながら農地ではございませんで採草放牧地、そしてから農業施設用地ということでございますので、木下さんがそこでの営業をやめるとおっしゃればもう利用目的そのものがその場所から存在なくなると、現実的には存在なくなる。そうしますと、私たちが農振地域を最初の手順で外したということの理由がこの場所に関してはそれほど気にしなくてもよくなる、こういったことがございましたので、行政側として木下さんに接触をさせていただいた、こういったことでございます。

それから、村人の一員として入らせてほしいということで同意を条件としていることであれば、府市場あるいは市谷については要らないのかというご質問はこれまでも何度も言われてまいりました。それがなければやらないということなのかという意味でいえば、私たちは同意が必要だとは考えておりません。しかしながら、地域の人たちの関心が高い、不安があるということはこれは当然のことでございますので、私たちとしては理解をいただくための努力をとことんすると、このように考えてるところです。

その他につきましては担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（青山憲司） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、議員のおっしゃいました、山谷では用地面積が3.9であるということですが、狭いのではないのか、ここでいいのかということですが、この適地選定のときには4ヘクタールを理想の用地面積として探すことにしたということです。しかしながら、その場所によっていろんな条件が異なるということでございますが、8ページをごらんください。その中の条件の一つに、

造成をします場合に造成費が非常に高くなる関係で、それを抑制する観点から、この表で造成工事、進入道路工事、その下に共通というところがございますが、造成の場合の切り土と、そして盛り土、これを最終的にトータルゼロにして、すなわち切ったものはどこかに盛って、プラス・マイナス・ゼロにして外部には持ち出さない、また外部から土を持ち込まないという条件を設けまして、そしてその場合、この場所では幾らの土地の面積が得られるかと、こういう条件でつくっております関係で、その結果このように、見ていただきますと7つの場所は全部ふぞろいといいますが、4ヘクタールには近いんですが、それぞれ異なってるということでございます。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 他の地権者ということでございます。先ほど木下牧場さんが上がりましたが、あとは山林は大半が府市場区、実際には財産管理者は豊岡市長になろうかと思えますけども、そういうことでございまして、あとは小口という表現は当たってるか当たってないかわかりませんが、個々の地権者、一般市民の方ということになります。

議長（青山憲司） 2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。府市場の造林地といいますが、市行造林だという話もありましたし、この面積というのはどのくらいかかるというか、影響すると見込まれておるんでしょうか。

それと、何にしてもなかなか十分検討する暇もない、資料をいただいてその場でやりとりをせいというふうな急な話でありまして、なかなか大変なところへ無理やり押し込もうとしてるのかなという感じを私自身は受けておるんですけども、いずれにしても、6月とか7月とかっていう同意をいただきたいというふうに切っておるのもこの組合なわけでね、本当にみんながよくわかった、ならまあそれで行こうやというふうに、あるいはちょっと待ってくれいやというふうに判断をする材料なり期間なりが十分ないというのが、実は後々どんどん混乱を長引かせるんだろうなというふうに思えて仕方がないんですよ。

短兵急に事を運ぼうとすればするほど事というのはうまく運ばないということに結果としてはなるのではないかなという思いが私の中には大変強くて、そのあたりを管理者としてどうお考えなのか、もう一遍このところは伺っておきたいと思えます。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、期限をこちら側がこの6月か7月とあっさり切ることによって混乱に拍車をかけるのではないかというご質問をいただきました。かねてから反対派の方々は直ちに、今すぐにでも区の結論を出すべきだという主張をされてきましたので、反対の方々からは理論上は反対論は出てこないものと、つまり採決をとること自体についての反対は出てこないものと思えます。もちろん山谷に変わるかどうかについての議論はあろうかと思えますけれども、これまでの反対派の方々の意見からいきますと、この夏にもということ自体は特に問題ないものと、このように考えております。

あとはそうでない方々にとってどうかということでございますが、既に3年間の議論を積み重ねてまいりました。そして、区長としての判断としても、私たちが夏だと言っても、もし本当に区の

中の議論がまだ不十分だというふうにお考えであるならば延ばしてほしいという要望が当然出てくるものと思いますけれども、特にそういうこともなく、6月の下旬ぐらいになるだろうと思いますけれども、判断したいというお考えのもとに今回の要望が出てきておりますので、区長あるいは三役の方の判断としては、期限を切ることによる、そのことによる混乱というのはそう大きなものとは判断しておられないのではないかと、このように私としては考えてるところです。

議長（青山憲司） 副管理者。

副管理者（瀬崎 彊） 府市場区の山林の面積というような、影響すると思われる面積ですね、これにつきましてご答弁申し上げますけれども、何分にも前段たびたび申し上げておりますように、これは概略でございますので、その辺をぜひまず前提としてご理解をいただくということで、約2ヘクタールぐらいが影響するのではないかとと思われます。しかし、それは必ず買収面積と一致するものでもございません。どこまで範囲を買収するかという、こういう問題も後々検討してまいらなければなりませんけれども、造成として影響してくるのはその程度ではないかと、こう推計をしておるところでございます。

議長（青山憲司） 暫時休憩します。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時20分

議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

9番門間雄司議員。

門間雄司議員 9番門間です。単純に今までの議論をお聞きして、もう一度、再度確認させていただきたいことがあります。要望が出てくる内容の柱は、変更する余地の有無についてですが、もう一度、変更の余地があるんだということで回答されるということですが、その根拠を簡潔に説明をお願いしたいと思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 一つは、地区の一員として受け入れていただくことをお願いしている、まさにその地区の代表者から地区内では別の場所の方がいいと思うと、そのことの是非について検討してほしいという要望がまずあったこと、このことによって検討を開始をいたしました。さらに、その検討するに当たりまして、一つは農振地域を外してきたという経過がございますので、このことをどのように考えるべきかということを検討いたしました。その結果、農振地域、農用地ではありませんけれども採草放牧地であるという、ある意味ではやや特殊な形状の土地でありまして、牧場経営者がそこでの経営をやめた場合には実質農地としての維持管理が不可能な場所でありますから、農振地域であるということ、特に木下牧場の理解が得られるのであればそれほど大きな制約と考える必要はないということとを判断いたしました。そして、さらに進んで、かつて奈良谷が1番であるということを選定したときの同じ物差し、基準をもって山谷について検討し、評価をしたところ、その得点において奈良谷とそう遜色ない点数が出てきた。さらに進んで、第2順位である森尾の地

区に比べても山谷の方がいいところでありますので、したがって、地区の要望とはいえ、全くはしにも棒にもかからないような悪い場所についてのご提案ではないというふうに判断をした結果、結論としては奈良谷と遜色ないものとする。したがって、地区の方がそういう要望をされるのであれば、私たちとしてはそのことを前提に区民のイエスかノーかを諮っていただいても結構です、こういうお答えをしようとしてるところです。

議長（青山憲司） 9番門間雄司議員。

門間雄司議員 ちょっと別の切り口からも少しお聞きしたいんですが、私の理解では今までだれもが余り好ましくないという施設をつくる上で、だからこそ客観的なものに基づいて選定過程を経て今回の当該地というところで議論が今まで積み上がってきたというふうに理解しておるんですが、それはあくまでも地区という形がポイントで浮かび上がってきたのではなくて、新豊岡市、今、1市10町ですか、その当時を含めて地形的なもの、今のお話に出てくる農振の話というのをフィルターをかけていって浮かび上がらせてきて、そこが130カ所になった。そこからさらにいろんな議論を経てこういう過程に至ったというふうに理解しております、少し納得できないのは、今のご議論の話だとポイントとして上がってきたもの、それに対して3年間真摯に対応していった過程の中で、もうポイントは明らかにずれてる。それは、ポイントがたまたま当該地区という形でお話をいった中でこれがあったわけですけども、その中に移るということは、今までの積み上げの理屈というのが整合がちょっととれないんじゃないかという話がどうしてもぬぐい切れないところがありまして、その辺についてどう解釈をされて、余地があるというふうに思われたのか、説明お願いしたいと思います。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 言われてましたように、極力客観的な基準ですべての場所について公平に選定をして絞り込みをかけて奈良谷、上郷区というふうに決めました。しかしながら、その次の段階として、決めた以上はその土地が存在する地区との議論に入るわけです。3年間その議論を積み重ねてきました。先ほど来何度も申し上げておりますけども、地区のよきコミュニティーの一員として入れてくださいとお願いをされていて、その相手方がうちのいわば屋敷の中に入ってくるのであれば、あんたが言ってるここよりもこちらの方にうちとしてはしてほしいと、もちろんこれは区の総会等で諮られたものではなくって区長としての判断でありますけれども、そういったことを言ってこられてる以上、そのことを重く受けとめて、それについての検討をするということは、むしろ村人の一員としてなろうとしてる立場からいくと大切なことなのではないのか、このように考えてるところです。

先ほども古池議員のご質問に対して比喩的に言いましたけれども、市営住宅でもほかの施設でも結構ですけども、客観的な基準に基づいてある場所を選定して、そして地区の一員に入れさせていただきますということでその地区と話をしていたところ、じゃあその市営住宅を受け入れることはオーケーだけれども、しかしその場所よりも、この地区の中のさまざまな意見なりよく知ってる立場からいくとこっちの方がいいんだけどな、ぜひこっちに行くことを検討してほしいと言われれば、

私たちはというか、市営住宅を仮につくる場合であると、それで本当にいい場所かどうかを改めて検討して、いい場所であるなら、せっかく区の側からのご要望ですからお受けしますというのが、これが本来のむしろ姿ではないかと、このように思います。

ただ、今は区の総意としてみんなが賛成、反対を決めた上であっちにしろという手続でございますので、そこで手順上の若干の違和感がありかもしれませんが、論理構造は全く同じものだ、このように思います。

議長（青山憲司） 9番門間雄司議員。

門間雄司議員 あともう少し細かい、一つだけ1点、テクニクのところで聞かせていただきたいのが、先ほど申しましたように130カ所ということが一番最初にフィルターかかってきたんですが、その前段階で農振であったからということで基準を外されたということをお聞きしておりますが、それを外した段階で130カ所、131カ所目としてこの場所が浮かび上がってきていたのかどうか。今までの議論は7カ所の中から先の話しかちょっとお聞きできてないもんですから、つまり客観的にゼロベースで出発していく中で、農振じゃなかったからということを外した場合に一番最初の130カ所の中に載ってるような土地であるのかどうか、その辺の検討されたのかどうか確認をさせていただきます。

議長（青山憲司） 管理者。

管理者（中貝宗治） 実際もしそういうことがありますと、131カ所どころではなくてもっとたくさんあったらというふうに思います。ただ、農振地域であるとか土地の使い方についての用途の網がかぶってるということは、行政の判断として、農業として、農業用の用地として使ってもら方がいいんだという行政判断をしてるわけですから、自分でしてるところをわざわざ農振を外せますからということを入れるというのは、これは矛盾をするということ以外してきただけですね。したがって、もし農振というふうなことをなしにやるとすると131カ所どころではなくって、平地はたくさん出てきたらというふうに思います。したがって、私たち、これ131カ所目を入れてやっているのではなくて、あくまでこの場所だというふうに決めたところの地区との話し合いの中で地区から要望が出てきたので、そのことを受けとめてる。しかも、入ってすぐではなくって、3年間の議論を積み重ねてきた。

今回要望の理由になっておりますのを見ますと、例えば今度の場所だったら見えない。それは逆に言うと、これまでの3年間の議論の中で、見えるから嫌だという強い意見もあったこと、あるいは私も何度か直接お聞きしましたけれども、現在の奈良谷ですと進入路を土盛りをすることになりますから、その分だけ大水が出たときに水を抱える容量が減りますから内水対策上問題ではないかといった強い不安もありました。それが、その議論を踏まえていくと、今度の山谷であればそれを避けることができるではないか。

それから、これは文書の中には直接書かれておりませんが、文書の中には、要望書の中には「などから」ということでありますけれども、口頭でお聞きいたしておりますのは、木下牧場がふん尿を地区の方々の要望も入れて畑地にまいてすき込まれる。それで、その間に一定期間大変な

悪臭が村を襲っている。もし施設ができて、そして木下牧場がなくなるか、あるいは別の場所に行くのであれば、上郷にとっての大きな問題であった悪臭問題も解決できる、こういったことがあって要望しておられますから、まさにその地区の中の事情をそこまで訴えておられるわけでありますから、それを踏まえて改めて山谷と比べたときにどうなのか。131番目ということではなくて、1等賞として決めた山谷と比べたときに遜色あるのかなのかという判断をしたと、このようにご理解を賜りたいと思います。

議長（青山憲司） ほかに質疑ございませんか。

12番古池信幸議員。

古池信幸議員 3度目の質問をさせていただきます。

今回配られた資料、先ほど山本議員もおっしゃいましたですが、議員がここに集まって15分か20分でこれを見て質問を組み立てるというのは大変大きな作業が要るし、間違った判断で質問もしにくいという大変大きな制約があります。また、3回しかできないという制約のある中でございますが、今いただいた資料の6ページでございますが、上郷区周辺集落の影響についてですが、上郷区が1キロ以内が43戸から70戸にふえる、市谷区が17戸から市谷、中郷区で約30戸になると、それから府市場区がゼロ戸から約5戸になる、結局60戸から105戸に1キロ圏内に入るお宅がふえていくということが示されました。先ほどの後ろのページの円形で囲まれた図面で見ますと、なるほどなあと、だけど1キロという範囲が本当にいいのかなあと。いや、2キロぐらいのこの範囲もやっぱり必要なとも思ったりもいたしますが、とりあえず議論の資料としてはこの1キロ圏内というふうなところのある中で、今までに北但行政及び豊岡市議会に何回か陳情がありました。上郷からももちろんありましたし、引野、市谷、大谷、山王町、それぞれから100名を超える方の署名があったり40数名の方があったり、かなり多くの方がこの上郷の奈良谷にできるということが当局が発表された中でみんなが心配されて出てきておると。

今回このように1キロ圏内の影響戸数がふえたという段階において、住民合意のとり方、今までには上郷の区の住民の皆さんの合意を得るんだと、合意なしにはアセスもしないというふうなことをおっしゃってきたわけでありますが、引野、市谷、大谷、これらの地区についても今回場所が変わることによって影響する戸数ががさっとふえてきたというふうな状況の中で、環境影響評価を含めた住民合意をやっぱりとっていかなければ物事を動かしてはならないと私は思いますが、上郷区を含めた他の地区の住民合意の問題、これについては適地変更という、この議会が初めてきょう示されましたんで、これを地元を持ち帰ると、そんなことだったら私たちはもっと心配だいうふうなことが出てくるのも目に見えております。そういうふうなことから、ぜひ管理者におかれましては、それらの心配の方々、あるいは今回1キロ圏内に戸数がふえる地区の皆さん方については真摯に説明をさせてもらい、そして皆さんの合意のもとに影響評価については進めるんだということを述べていただきたいと思います。そのご意思はございますでしょうか。

それからもう一つ、国土交通省とか県道とか、そういう公共工事との関連が、この住民合意の中でも上郷区への処理場の誘致を断ったらできなくなるんじゃないかという心配があるというふう

に聞いておりますが、これは市長は答弁でそれは別物なんだと、激特の話がある、それから緊急治水対策の話がある、それはそれできちっとやっていくんだというふうなことをおっしゃっております。ただ、関連するのはモデル構想ですね、これと終末処理のごみ・汚泥処理施設の建設とはこれは関連するんだという答弁がありました。現在の段階で、今申しました関連する事業と関連しない事業と、これについても明確にご答弁をいただきたいと思います。以上、3回目の質問とします。

議長（青山憲司） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時51分

議長（青山憲司） 会議を再開いたします。

答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず1点目の他地区の住民合意についてのご質問ございましたけれども、既に他の議員にもお答えをいたしました。他地区の住民の皆さんについては理解を得る努力をとことんやると、これが私たちの立場でございます。

それから、公共事業、特に治水についてのお尋ねもいただきました。環境創造モデル地区構想、モデルエリア構想につきましては、これは施設の建設とセットであるということございまして、この中には治水事業は入っておりません。といいますのも、治水事業自体は市や、あるいは北但行政事務組合の事務ではございませんで、特に上郷地内のものについては国土交通省あるいは県の所管になりますのでモデルエリア構想には含めていないと。ただ、地区の人たちの大変強い要望でございますので、私たちはその地区の国あるいは県への要望に対して市も一緒になって努力をするということをこれまでお話をしてまいりました。そのこと自体は、今回の施設の受け入れと関係なしにそこは協力をさせていただくという、こういったことをお話をいたしてるところです。

ちなみに激特あるいは緊急治水の事業としては、上郷地内の上郷区で今、区の方が心配されてる部分の堤防強化というのは入っておりません。国交省の現時点での調査では上郷区の堤防は特に問題がないと、こういった判断を国交省はしておられます。ということでございますので、特にこの間の台風23号で被害を受けて、その災害が再度起きないようにするというねらいを持っている激特、緊急治水は上郷は入っていないという、こういうことでございます。

しかしながら、上郷区の皆さんの心配はこの激特、緊急治水の事業によって上流あるいは下流の堤防が強化されると相対的に上郷区の堤防が弱くなるのではないのかと、そうするとしわ寄せが上郷区に来るのではないかと、こういったことでございますので、市といたしましては、激特あるいは緊急治水事業のその後の河川整備計画の中にまず上郷区の堤防強化等について盛り込んでもらう必要があるかと、このように考えまして、過日、地区の役員さんたちとも一緒に国土交通省に要望に行ったところでございます。以上です。

議長（青山憲司） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思います。

以上で第44回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時55分